

公告 150 号

次のとおり公募型企画コンペ（企画提案競争）を執行する。

令和 6 年 5 月 29 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 業務概要

- 1 業務名 若者向け消費者被害防止動画制作等業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日（木）まで
- 4 提案上限金額 ₩1,120,460 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
※この金額を超えた提案は失格とする。

第 2 参加資格要件

公募型企画コンペに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次の各項に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 過去 5 年間（令和元年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間）に本市又は他官公庁の動画制作等業務を行った実績があること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- 3 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等（提案参加者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）が、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

第3 実施要領及び様式の入手方法

若者向け消費者被害防止動画制作等業務委託に係る公募型企画コンペ（企画提案競争）実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイト一入札・契約ポータルサイト一入札情報－その他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/111870.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所西庁舎 3 階

郡山市市民部セーフコミュニティ課

電話番号 024-924-2151

メールアドレス anzen-shouhi@city.koriyama.lg.jp (郡山市消費生活センター)

第5 参加申込書及び添付書類の提出

1 提出期限 令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

2 提出場所 郡山市役所西庁舎 3 階 郡山市市民部セーフコミュニティ課

3 提出方法 電子メール、持参又は郵送による。

※ 電子メールの場合は、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

第6 企画提案書及び添付書類の提出

1 提出期限 令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

2 提出場所 郡山市役所西庁舎 3 階 郡山市市民部セーフコミュニティ課

3 提出方法 持参又は郵送による。

※ 持参の場合は、市の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

2 提出書類に虚偽の記載があった場合

3 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

6 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

第8 契約候補者の決定

若者向け消費者被害防止動画制作等業務委託に係る企画提案審査会設置要領に基づき設置する審査会（以下「審査会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

- 1 提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とすることに何ら支障がないものとする。
- 2 企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の50%未満となった場合は、契約候補者としないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

第9 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について審査会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- 4 契約保証金については、免除とする。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加申込み及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、提案参加者に無断で本企画コンペ以外の用に使用しない。
- 5 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。